
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.237 2020/7/16

1 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件等について

7月14日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事宛標記通知を出した。これは、同日告示された農薬の残留基準値改正内容の運用等を示すとともに「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第11条第3項の規定より人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について」（平成31年1月22日付け生食発0122第1号）の記載内容の一部を改正したもので、その主な内容は次のとおり。

「残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、残留基準値が定められていない農産物に含まれるジベレリン（注 植物ホルモン）については、規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の8項に規定する「自然に食品に含まれる物質と同一であるとき」に該当するため、同8項に規定する「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用される。

天然由来のジベレリンは従来0.2ppm以下含有するとしていたものを今回0.3ppm以下に改める。

残留基準値が定められていない農産物については、食品中のジベレリンの残留濃度が0.3ppmを超えた場合以外は、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導を行う必要はない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000648769.pdf>